

議会改革推進特別委員会における 議員定数についての検討結果報告

令和4年2月1日

瀬戸市議会改革推進特別委員会
委員長 藤井 篤 保

瀬戸市議会基本条例（平成29年瀬戸市条例第1号）第15条第2項において、議員定数については市政の現状及び課題並びに将来の予測、展望等を十分に勘案して検討し、改正を判断することとしている。

次期改選期を考慮し、令和3年度において議会改革推進特別委員会で検討課題に取り上げたものである。委員会での検討に、有識者の知見も踏まえ、次のように結論付けるもの。

1 検討結果

瀬戸市議会議員の定数は、現行の26人が妥当である。

2 検討経過等

(1) 委員会開催

- ・令和3年6月1日 第24回議会改革推進特別委員会
- ・令和3年7月9日 第25回議会改革推進特別委員会
- ・令和3年8月2日 第26回議会改革推進特別委員会
岐阜県可児市議会 川上議員から先進事例の聴き取り
- ・令和4年1月14日 第27回議会改革推進特別委員会
- ・令和4年2月1日 第28回議会改革推進特別委員会

(2) 有識者の知見の活用

- ・令和3年10月4日開催「瀬戸市・尾張旭市・長久手市議会三市議会議員研修」において、東京大学法学部 金井利之教授から「自治体議会の取扱説明書」というテーマでの講義を全議員が受講

3 結果に至った理由

今回の検討に際し、まず議会活動の領域についての認識を共有化するところから着手した。市議会は市民を代表するものとして、地方自治法に基づき議決権を始め様々な権限を有している。これら基本的な権限が適切に行使され、議会の役割を果たしていくことは当然であるが、議会として協議や調整を行う場の範囲も拡大している。

まず、議会活動と議員活動を区分し、当てはまるものを整理した。議会活動は更に領域も整理した。

【議会活動】

○領域 A：本会議・委員会における範囲

本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会（議会改革推進特別委員会）

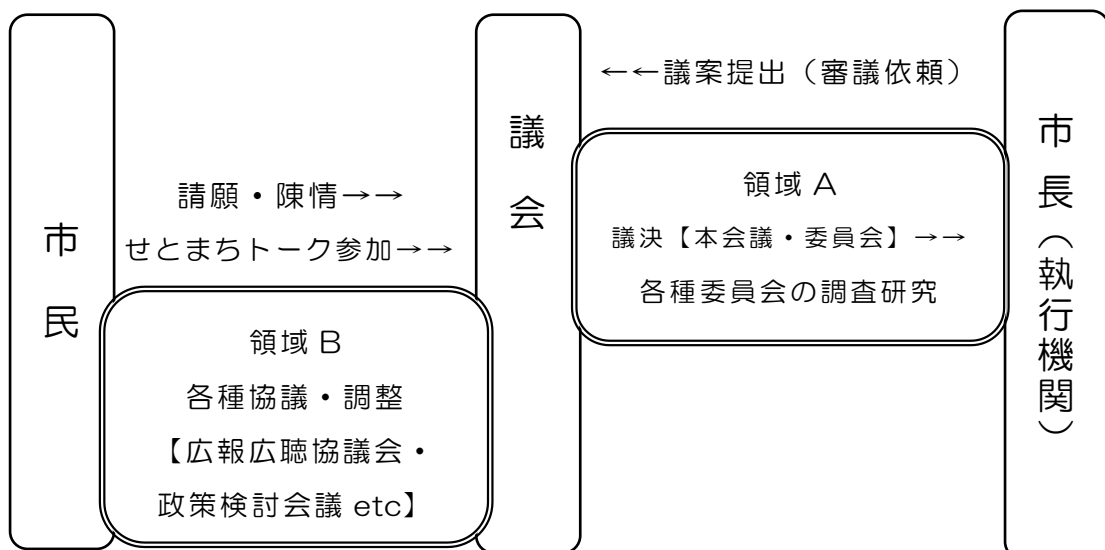
○領域 B：協議又は調整の場における範囲

全員協議会、各派代表者会議、広報広聴協議会、政策検討会議、せとまちトーク、政治倫理審査会

【議員活動】

議案の精読、一般・代表質問、議案質疑の作成、政務活動（調査研究・研修・広報・広聴・要請陳情など）、請願の紹介、行政視察、要望・相談、会派による協議

《議会活動イメージ図》



本市議会は、平成29年4月から議会基本条例を施行している。これは二元代表制の下、政策立案機能及び行政の監視機能を十分に発揮し、市民にとって最良の意志決定を行うことにより、市民福祉の増進を図ることを使命として活動すること、そのために公正性と透明性が確保された議会運営に努め、自らの果たすべき役割と責務の重要性を改めて認識し、市民の多様な意見・意思を反映できる合議機関として市民の負託に全力で応えていくことを決意したものである。

議会の基本方針から、市民の意見を的確に把握し市政に反映させるため、市民との意見交換会を開催し、政策検討会議という議員全員で市民の意見に向き合う新たな仕組みも構築し、令和3年度から運用を開始したところである。こうした新たな仕組みの構築により、常任委員会での調査研究活動を強化し、議員個々の取組も重厚化している。

また、開かれた議会のための広報活動にも積極的に取り組んでおり、従来の紙面、テレビ、ラジオといった媒体のほか、YOUTUBE などSNSの活用にも議員自らが試行錯誤しながら挑戦的な取組みを続けている。

このように、本市議会として前例がない各種の試みを講じている状況において議員個々の活動量が議会基本条例制定前よりも大幅に増加していることを鑑みれば、定数を削減し、機能低下を招く事態となることは避けねばならない。

議員研修の際に得られた有識者の知見でも、定数が減り議員の活動が低下することで市民からは活動実態が余計に見えにくくなり、何をしているのか分からないという不信に繋がり、それにより更に「議員が多すぎる」という意識が再生産される「負の悪循環」を招くおそれがあることが指摘されている。

客観的な視点として県内類似団体との比較を付け加えれば、人口割や議会費の割合といった項目から見ても多過ぎることはなく、市域の広さを踏まえると妥当であると思われる。(別添資料参照)

以上のことから、1の検討結果のとおり判断するもの。

4 議員報酬について

定数と併せ、報酬についても検討を行った。その中では、議員活動を日にち換算し、基礎額に乗じる「積算方式」、類似団体等の比較により算出する「比較方式」、市政への貢献度により導き出す「収益方式」

といった方式も掲げ意見交換を行ったが、現状の瀬戸市特別職報酬審議会により審議される方式が近隣の動向や市の財政などを考慮していることから最も妥当であるとの見解となった。

5 検討を終えて

いわゆる「平成の大合併」により、地方議会の議員定数は大幅に減った。合併のピークが過ぎてからも、選挙の都度、無投票や定数割れといった事態を受け、定数を減らすという傾向もあり、平成10年と平成30年の比較では定数は64,712人から33,086人（出典：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」）とほぼ半減となっている。

本市においては合併の影響はなく、議員定数については、平成22年に条例改正し、28人から26人に改め、現在に至っている。その際の経緯について、資料を見返しても今回のような論理的分析がされた形跡は無い。今年度、この議会改革推進特別委員会にて議員定数について分析・検討を行ったが、これは議会基本条例制定後、初の試みであった。

こうした機会を通じ議会活動・議員活動の領域を整理できたことは、市民に分かりやすい議会運営を進めていく上で有用であり、議員一人一人が認識を共有し、活動の質を高めていくことが市民の負託に応える議会の責務であると再確認できたことも今回の成果と言える。

【参考資料】 県内類似団体との比較 (R2. 4. 1 現在)

団体名	人口 (人)	面積 (km ²) (県内順位)	R2 一般会計 歳出予算	R2 議会費 (割合)	議員報酬	政務活動費	議員定数	人口割 ※1
瀬戸市	129,410	111.4 (13位)	387億4,000万円	3億3,366万円 (0.86%)	451,000円	年150,000円	26人	4,977.3人
半田市	119,884	47.4 (25位)	395億6,000万円	2億9,111万円 (0.74%)	460,000円	年150,000円	22人	5,449.3人
江南市	100,478	30.2 (35位)	282億1,800万円	2億8,301万円 (1.00%)	450,000円	年150,000円	22人	4,567.2人
稲沢市	136,467	79.4 (16位)	517億3,000万円	3億5,135万円 (0.68%)	483,000円	年240,000円 ※2	26人	5,248.7人
東海市	114,894	43.4 (28位)	440億1,300万円	3億421万円 (0.69%)	467,000円	年216,000円 ※2	22人	5,222.5人

※1 人口割は、人口を議員定数で除したもの。議員1人当たりの人口を示す数値

※2 稲沢市、東海市の政務活動費は、会派へ交付（無会派の議員は個人へ交付）